

## はじめに

土壌汚染を一旦生じさせるとその対策に多大な費用と時間を要することになるため、「新たな土壌汚染を如何に生じさせないようにするか」、「もし不幸にして新たな土壌汚染を起こしてしまった場合には如何にその状況を早く発見するか」が重要です。

本マニュアルは、上記の課題に対して事業者の皆さま自らが具体的な対応措置を取っていただけるように、以下の2点の内容を図1に示すような構成でわかりやすく取りまとめました。

1. 有害物質の不適切な取扱い等が原因の漏洩等によって発生した典型的な土壌汚染事例に基づく有害物質の取扱いの教訓情報
2. 有害物質の漏洩等を事業者自らが五感等を活用して簡易に認識し、早期の土壌汚染調査に繋げられるチェックポイント

また、有害物質を土壌にこぼしてしまった場合の応急措置事例をコラム欄で取り上げました。

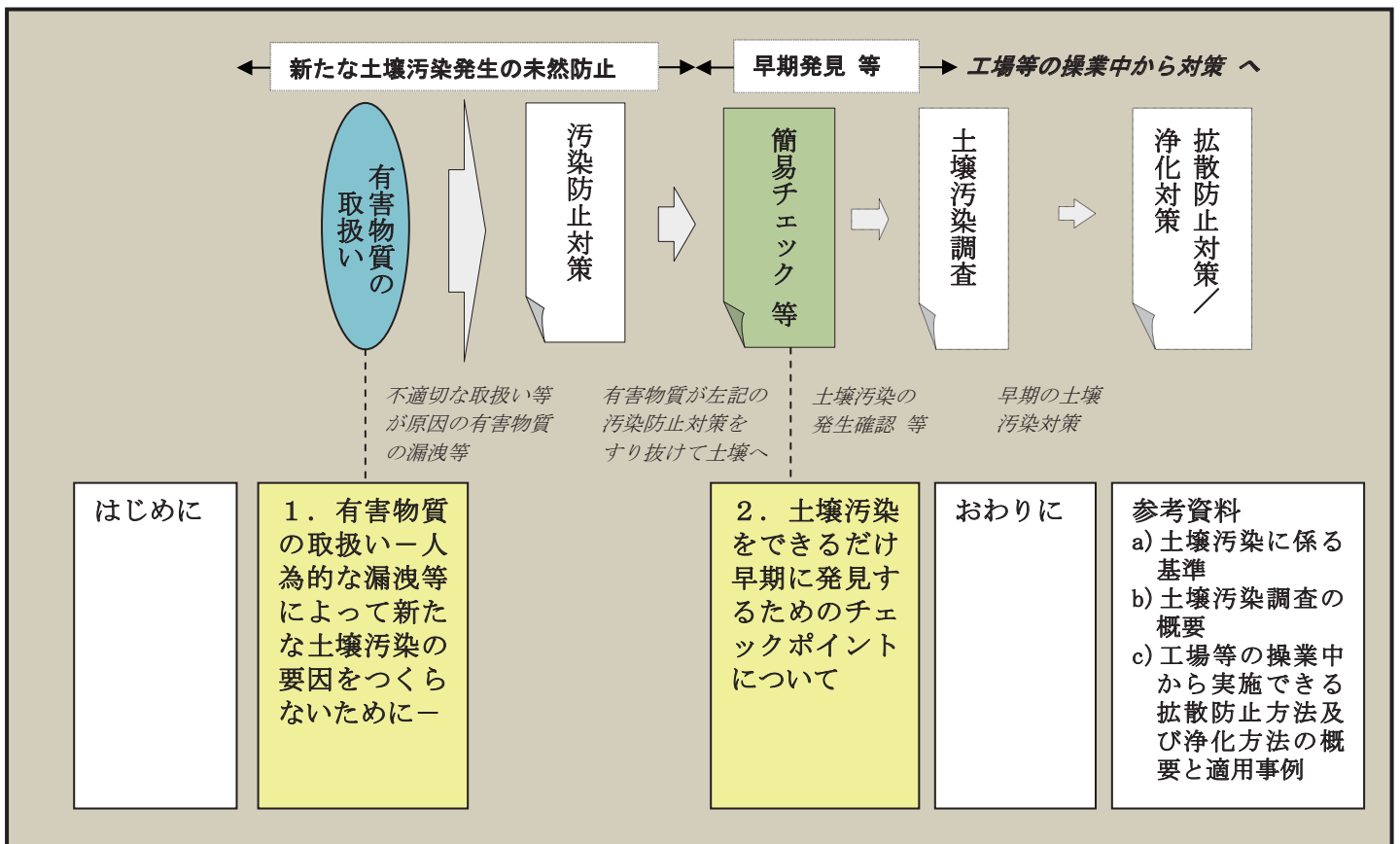


図1 本マニュアルの構成

土壌汚染対策法では、①有害物質を含む土壌を摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、その地下水を摂取すること、の2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、表1に示す26物質が指定されています。(同法上では、これらの26物質を「特定有害物質」と称しています。)

本マニュアルは、これらの26物質を対象にしています。なお、26物質そのものではなくとも、それらが含まれている物質は本マニュアルの対象となります。

表1 土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質

分類	特定有害物質の種類
揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン 計12物質
重金属等 (第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 計9物質
農薬等／農薬+PCB (第三種特定有害物質)	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB) 計5物質

注：特定有害物質の第一種特定有害物質としてクロロエチレンが追加指定されたため、25物質から26物質となります。この施行は平成29年4月1日からです。

※上記の特定有害物質の特徴は、p.26の表b-1に記載していますので、そちらも参照してください。

上記の特定有害物質、または特定有害物質が成分として含まれる物質の中には、引火性、発火性が高く、消防法で「危険物」としてその貯蔵または取扱い方法が定められているものがあります。それらに該当する物質の取扱いに当たっては、火災予防上の観点から周囲に火気がないことを確認するなど、十分注意することが必要となります。

また、土壌汚染対策法で指定されていない物質であっても、環境中での分解性が低く、毒性の高い物質については、漏洩等に注意することが必要です。